



VOL.46

男と女のいきいきコラム



土岐市男女共同参画推進事業

『西田小夜子講演会』

去る3月14日(金)の夜、セラトピア土岐で「西田小夜子講演会」を開催しました。講演のテーマは、「人生60歳からがおもしろい〜夫婦のための定年塾〜」。西田先生のユーモアを交えたお話には、満席の上、立ち見の参加者まで並ぶ会場は、笑いで沸き立ちました。

「60歳を過ぎた夫婦は、向き合っちゃだめ、横並びがいいの」。講演会での西田先生の言葉です。定年後の環境に合わせた新しい夫婦関係を育てていく過程では、互いに不満も多いものです。不満は我慢せず言ってしまう。ただし、横並びに座って言い合うことが秘訣(ひみつ)のようです。このほかにも、家事を一切しない夫に困っている人は「仮病を使ってみたらいいんじゃない?」とのこと。家事の大変さを知り、妻の存在を見直す機会にもなるそうです。そして、夫が珍しく料理をした時は、「味や見た目はおいといて、とにかく褒めてあげないとだめ」と。褒めればや

る気になる。夫婦はもっと互いに褒め合つてとのことでした。



講演を聞いた感想

(参加者の声)

「現在の自分たち夫婦の姿が話の内容と重なつていて考えさせられた」

「頑固な男性の心をほぐすような話だった」

「このほか、「夫に聞いてほしかったです」との声も多数ありました。」

窓□Q&A

Vol. 1

窓口で本人確認が始まります

市民課・住民係
内線141~144

今回から「窓口Q&A」のコーナーが始まりました。このコーナーは、住民票など皆さんにとって身近な証明書などに関することを、Q&A方式で紹介していきます。

第1回は、本紙4月15日号で案内しました、本人確認についても一度紹介します。

Q 5月1日から、住民票など証明書の交付申請の際に、本人確認をするそうですが、何を持って行けばいいですか?

A 法律の改正により、住民票や戸籍謄抄本などの交付申請の際に、本人確認できる書類などを提示していただくことになりました。本人確認書類として一般的なものは、運転免許証、旅券、写真付きの住基カードなど顔写真の付いた官公署の発行した証書などになります。これらをお持ちの方は、ご持参ください。運転

免許証などをお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳など顔写真の付いていない官公署の発行した証書なども本人確認書類として有効ですが、戸籍謄抄本を申請する場合には限り複数の提示が必要になります。(詳細については、本紙4月15日号をご覧ください)本人確認書類をお持ちでない方は、同一世帯の方の氏名や生年月日などを質問して確認をします。それでも確認できない場合は、証明書が交付できない場合もありますが、証明書の不正取得防止のために、ご理解とご協力をお願いします。

